

# 平成29年第 2 回定例会

( 第 2 日 )

平成29年 6 月12日

平成28年第2回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成29年6月12日（月）  
午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教育委員会委員長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	代表監査委員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長  
(齋藤政子議員)

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっております。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、会議規則第56条の規

定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問をお願いいたします。理事者側におきましても同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手のうえ議席番号を教えてください。特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

お手元に配付しています一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は6名であります。

本日は、第1席から第4席までを予定しております。

第1席、5番、山口金光議員の一般質問を許します。

山口金光議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

山口金光議員の一般質問を許可します。

山口金光議員、質問席へ移動願います。

(山口金光議員、質問席へ移動)

○5番

(山口金光議員)

ただいまお許しをいただきまして、一心会の山口が一般質問を行います。

この3月、平川市公共施設等総合管理計画、以下、簡単のために「本計画」とのみ言います。本計画が議会議員に示されたところであります。

本計画の中にある将来予測では、大切な市民の財産である公共施設の維持更新に要する経費は、10年を1単位として4期40年で見積もったところ、1期目には180億円、2期目には40億円、3期目には100億円、4期目には280億円の合計600億円、年平均15億円の維持更新経費が発生し、それは投資的経費直近5か年の実績、年平均6億円に比べますと2ないし3倍の必要が出てくるという見積もりであります。

しかも、その600億円を各期ごと、押しては返す波に例えて表現しますと、まず、急に180億円の高さの波が起こり、次には40億円の波にすうっと落ち込み、その次に100億円の波に盛り上がり、最後にはこれまで見たこともない300億円にも迫る大波が平川市財政を襲うというものであります。

そして、我々には年平均6億円程度の財源、各期でいえば60億円の高さに相当する堤防しか準備されておりません。つまり、単純に考えますれば、40年後の将来、現在の庁舎・学校等の半分以上が、自然災害ではなく人為災害とも言うべき財政困難により流され、放棄され朽ち果てるかの危険があります。

これは、生命と財産を守るという安全保障のうちの財産を守る、まさに平川市の安全保障の問題であると私は思います。

我々がいま、このまま無為に時を過ごせば、市民の財産である公共施設にいかなる問題が発生するのか、そして、それが将来、この平川市をどのように襲うのか、現在その問題解決の対策はあるのか、その対策は有効か

つ妥当なものかを問わなければなりません。

そして、自信ある対策を確立して、笑顔あふれる平川市が将来にも不安を感じない、笑顔あふれる平川市であり続けるために、いま緊急に成すべきことは何かを問うために、以下、一般質問をします。マスコミ各位も平川市民の知りたい権利にかなうべく報道されることを期待しております。なお、傍聴の市民の方々には、当議会の決まりにより、背中越しの形で発言することになりますが、お許し願いたいと思います。

さて、私は1年前の平成28年3月議会の一般質問で、以下、議事録から抜粋して述べます。「将来、特に30年後、財政の危機が予期されます。すなわち、今後、長期にわたり100億円余の合併特例債の借金を交付金から返済し、150億円合併特例債事業施設の大規模修繕費が70～80億円、何の有利な特例債もないままに、一気に必要となる事態が30年後に予期されます。」と30年後の財政危機を警告し、そして、次の平成28年6月議会の一般質問で、これも議事録からそのまま述べます。「財政危機が予期される30年後の時代を先取りする本庁舎の建設費は、市民の税金、市税負担額や合併特例債枠をできるだけ節約して、その節約額は、時代を先取りする他の将来不可欠な事業に充当できるようにするべきである。」と主張したうえで、「このため、尾上庁舎等を引き続き有効活用し、最小限規模の本庁舎を建設し、市税負担額を最小化するべきである。」と提案したところであります。

すなわち、合併特例債は使い得とする観点からではなく、施設建設後の市税負担額を最小化する観点から、公共施設は建設・建て替えをするべきであると、1年前すでに私は、本日これから問題とする公共施設最適化の考えを主張してきたところであります。なお、このような問題提起がなされたという報道は、1年前には全くなされておりません。

さて、今般3月、本計画が公表されました。本計画の中で見積もられた将来の状況予測は、先ほど述べましたように1年前に私が予期した事態をはるかに超える驚愕の事態であります。

冒頭述べたごとく、これを例えて言えば、30年後に我が平川市に財政の大津波が襲ってくるという事態であり、そして、そう思い感じた議員は私1人ではありません。議会議員皆同じく感じたものと思います。そこで、平川市「公共施設」総合管理計画について伺います。

#### (1)人口・財政状況の推移（将来予測）について。

市政、市の政治行政の究極の使命は、市民の生命・財産をさまざまなおそれ・不安から守り抜くことだと考えます。すなわち生命の安全保障、これは明日石田議員から詳しくなされるところであります。とともに、公共施設を含む市民の財産を守る安全保障、この中の、公共施設の中の本庁舎については、今日これから工藤竹雄議員、山田両議員が多角的に取り上げることになっております。が最も重要であると考えます。そこでまず、公共施設の維持更新の安全を保障する、今後の財政の見通しについて伺います。

合併時、平成17年度末を起点として、計画の基準年である平成27年度、それから、例えて言う財政の大津波が起き始めるであろうとする平成52年度の人口及び財政状況、概略の推計について、その見通しを伺います。なぜならば、今後40年間で必要になるであろうとする公共施設の維持更新費用約600億円を将来の財政が賄い得るのか、そして、平成52年度の財政状況は、合併前夜の平成17年度の財政事情とどう違うのかを知りたいからであります。

また、年少人口について、人口問題研究所と平川市独自推計において大きな違いがあります。その理由についても伺います。なぜならば、年少人口は公共施設の大部分を占める教育施設の将来の規模・必要性を判定するものであるからであります。

(2)公共施設の現状（平成27年度末）についてであります。

本計画において、40年間維持更新することになっている、そのもともとの対象となる公共施設全体について、平成27年度末現在での財産額、これは取得額しか出ないと思いますが取得額、その面積について伺います。なぜならば、現在の財産規模・財産額を今後維持更新するのに600億円も必要とすることが妥当なものの財産額になっているのかを知りたいからであります。

(3)として、公共施設の維持更新費用の実績と今後40年間の推計についてであります。

本計画では、平成27年度以前5年間の公共施設の投資経費は年平均6億円であり、また、今後40年間の維持更新費用は約600億円、年平均約15億円、これは実績に比べますと約9億円多い水準であります。となっておりませんが、これらの概要について改めて簡単に御説明願いたいと思います。なぜならば、5年間実績から得られる教訓はないのか、今後40年間の長期にわたる公共施設最適化にかかわる参考になることがないかを知りたいからであります。

(4)として、①から③の公共施設に関する問題と対策について伺います。

繰り返しになりますが、本計画の中で解決すべき最大の問題は、今後40年間で発生する維持更新費用約600億円に対して、直近5年間の年平均6億円、これは40年間では240億円に相当する財源規模であります。このまま推移すると市の財政に重大な影響が出るものと思われ。今後、どのように対処していくのか。①庁舎等、②公営住宅、③学校校舎のそれぞれについて、時間許せば具体的に現有財産取得額及び面積、直近5年間の投資的経費、今後40年間の維持更新費用などを踏まえて、時間がもし足りないようであれば省略してもらっても構いません。いずれにせよ、現状の問題と、どのようにそれを認識し、そして、どのような対策を施すのかについて伺います。以上、質問いたします。

市長、答弁願います。

山口金光議員の御質問にお答えをいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

議員におかれましては、市の財政状況、特に将来にわたっての財政に非常に危機感を持って御質問のようでございます。財政に関しましては、私どもも常に危機感を持ちながら対応し、そして年次計画を立てながら財政計画を進めさせていただき、議会のほうにも随時提案させているところでございます。

ただ、議員御指摘のように、市民が財政困難により流され朽ち果てるといふようなことはないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

まず、市の公共施設等総合管理計画の、人口・財政状況の推移（将来予測）についてであります。

平成17年及び平成27年の国勢調査人口が確定しており、それぞれ3万5,336人、3万2,106人です。平成52年の人口は、平成27年度に策定した平川市人口ビジョンにおいて、2万5,190人と推計しております。

次に、平川市人口ビジョンにおける推計人口のうち、特に年少人口の数値に開きがあることの理由についてお答えをいたします。

推計人口の数値に開きがあるのは、2つの推計方法に違いがあることによるものであります。まず、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成22年の国勢調査結果のうち、5歳刻みの男女別人口をもとに、コーホート要因法という推計方法を用いて平成52年までの人口を推計しております。この結果としては、今後も人口の減少が続き、均衡もしくは増加に転じることはないと言われております。

これに対して、市独自の推計では、推計に当たり3つの前提条件を仮定しております。1つ目が国・県のビジョンと同様の合計特殊出生率の上昇、2つ目は全国平均並みとした平均寿命の向上、3つ目が社会減の縮小による転入と転出の差の解消であります。

市独自推計結果のうち年少人口については、仮定の1つ目の合計特殊出生率の向上と3つ目の社会減の縮小によって、平成42年以降増加に転じるものと推計しております。

以上が、2つの人口推計の結果に開きが生じた理由であります。

続いて財政状況の推移についてであります。まず、平成17年度から平成27年度までの主な項目の増減を申し上げますと、歳入では市税が10.9%の増、地方交付税は10.4%の増となっております。市税の増にもかかわらず、自主財源割合は26.9%から19.6%に減となり、依存財源割合は地方交付税の増により、73.1%から80.4%に増となっております。

歳出では、人件費が33.2%の減、生活保護費を除く扶助費が51.7%の増、公債費が12.7%の増となっております。また、年度末の起債残高は、普通建設事業を控えてきたことや積極的に繰上償還などを行ってきたことにより、52.4%の減となっております。

次に、平成52年度における財政状況について、歳入・歳出の推移等をもとに推計できないかということですが、率直に申し上げます、推

計は極めて困難であると言わざるを得ません。なぜなら、財政の推計に当たっては、さまざまな数値や要素、条件等を、言わば仮置き形で設定することになりますが、これらの設定が極めて困難であるためであります。

歳入面では、歳入の大部分を占める地方交付税制度の今後の動向や、起債額を推計するために必要となる普通建設事業費の見通しが不透明であること、歳出面では、平成52年度の普通建設事業費の総額が不明であること、扶助費、公債費等の推計に必要な各種の要素・条件等の設定が困難であることなどから、推計は極めて困難な状況であります。

このように、推計に必要な要素のほとんどが不明・不確定である状況で、仮に推計したとしてもその数値は極めて精度が低く、信頼のないものになってしまいますし、数字が独り歩きするとさまざまな語弊を招くこともありますので、どうか御理解くださいますようお願いいたします。

次に、公共施設の現状であります。平成27年度末の公共施設の取得額は約399億6,000万円となっております。建物の延べ面積は約19万5,000平方メートルとなっており、平成17年度末の約21万平方メートルと比較し、この10年間で約1万5,000平方メートル減少しております。

次に、平成27年度以前5年間の投資的経費についてですが、約30億2,000万円となっております。平川市公共施設等総合管理計画では、今後40年間においても現有施設を同様に維持するのであれば、更新費用は約608億8,000万円と推計しております。

次に、問題と対策についてであります。更新費用が財政を圧迫すると予測される中でどのように対処していくのかとの御質問でございますが、平川市公共施設等総合管理計画では、人口減少・少子高齢化が進展する中で、財政状況はなお一層の厳しさを増すことが予測されているものです。厳しい財政状況の中で更新費用を捻出し、施設の機能維持を図っていくため、同計画では3つを柱とした基本方針を定めたものであります。

1つ目は廃止や解体、複合化や集約化の検討による総量の縮減を目指した「量」の見直し、2つ目は計画的な長寿命化の推進による「質」の見直し、3つ目は大規模改修や建て替え等に係る経費の平準化、指定管理等民間活力導入による「コスト」の見直しであります。

今後は、公共施設等総合管理計画の実効性を高めるため、全庁的に点検・診断を実施しながら施設カルテの活用による検証を予断なく行い、3本柱である量・質・コストを随時見直し、更新費用のさらなる圧縮と平準化を図ります。将来世代においても持続可能な施設管理・運営を行うことにより、市民サービスの維持・向上を目指していくものであります。どうかこのことを御理解くださるようお願いいたします。

さて、①の庁舎等についてその取得額であります。旧3町村庁舎の合計取得額は約37億円、建物の延べ面積は約1万5,000平方メートル、直近5年間の投資的経費は約9,600万円、今後の更新費用は本庁舎の改築費用も含め59億9,000万円となっております。



また、問題点は52億5,000万円としている事業費の縮減でございます。特に本庁舎本体の建築単価を1平方メートル当たり49万円と見込んでいますところではありますが、少しでも安く建築できることが最大の課題と認識しております。さらには、現在募集している庁舎設計のプロポーザルでは特定課題を設定しており、約30年ごとに到来する大規模改修時のコスト縮減、超長期にわたるライフサイクルコスト低減への工夫などについて、設計業者から提案を受けるものであります。

初期投資、維持管理費のいずれについても、設計業者の提案をもとに少しでも安く、少しでも長期に維持できるよう設計に反映させ、工事を進めていくものであります。

次に、尾上庁舎については、経済部、建設部、教育委員会事務局の分庁舎機能が本庁舎へ移転した後の活用が課題であります。1階から3階までのにぎわいの生まれる施設となるよう質の向上を目指し、庁内において現在検討を進めているところでございます。

次に、碓ヶ関総合支所については、耐震不足が問題であり、耐震性を有し地域の防災拠点となる碓ヶ関公民館へ支所機能を平成32年度までに移転させ、施設の効率化を図ることとしております。

次に、市営住宅ですが、取得額は約6億2,000万円、延べ面積は約5,800平方メートル、直近5年間の投資的経費は約4億1,000万円、今後の更新費用は約21億円となっております。

校舎等については教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。私からは以上であります。

○議長  
○教育長  
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

山口議員の(4)、③の校舎についてお答えをいたします。

当市13校の学校施設の取得額は約112億円、延べ面積は約6万8,800平方メートル、直近5年間の投資的経費は約4億1,000万円、今後の40年間の建て替え等の経費は約214億9,000万円となっております。

学校施設は建築後の年数経過とともに老朽化が進んでいきますので、本計画を踏まえ築後30年で大規模改修、築後おおよそ60年をめどに改築することとし、改築に当たっては保護者、地域住民等の意見を反映させ、学校施設の維持管理に努めてまいります。

教育委員会では、教育委員による学校訪問、まちづくり懇談会、市議会の皆様方からの御質問・御指摘をもとに、子どもたちの安全安心な学び舎の整備・充実に努めておりますが、現状の学校施設を維持するためには、応分の管理経費の負担は必要であると考えております。また、学校施設は、地域の防災拠点としての役割も兼ね備えていることから、学校施設はなくてはならない施設であると認識しております。

今後、学校施設の大規模改修や建て替えについては、議員御指摘の質を上げることで量を減らすなど、施設規模や整備内容等を十分考慮し、建設費用及び将来の維持管理経費の削減を図りたいと考えております。また、

今後40年以内には人口減少が見込まれており、学校規模の適正化を念頭に学校の統廃合を検討することも必要であると考えております。以上でございます。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

5番、山口議員。

ありがとうございました。一括質問ですので、あっちこっちからちょっと質問することになりますけども、いまの(4)に関しての各論につきましては、時間もあまり取れませんので1点だけ確認させてもらいたいと思います。

いまの学校の校舎の件につきまして、これはどの施設でも同じ考えなんですけども、これから質を上げ、人口とか社会の状況に合わせて規模等を調整していくという回答であります。問題は、その規模を調整していく目標は現時点で掲げられているのか、掲げなくていいのかということに関しまして、学校の校舎に関しまして御質問いたします。

○議長  
○教育長  
(柴田正人)

教育長。

学校の統廃合ということだと思いますけれども、平成26年の12月議会、桑田議員に答弁しておりますけれども、当面、現在の学校数を維持することとしておりまして、児童・生徒の学習活動に支障をきたす可能性がある場合は、地域や保護者の意見を伺いながら児童・生徒の教育条件をよりよいものにするを前提に、統廃合を含め学校適正規模について検討することとしております。

なお、教育委員会の中では、事務レベルとしてさまざまなことを考えて、そのことについて考えているところでございます。以上でございます。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

5番、山口議員。

わかりました。(4)の各論につきましては、共通の質問として1点だけ質問いたします。

つまり、いろんな対策を今後考えていく方向にはあるということでありまして。そこに、その方向はわかりました。それによってどのぐらいのお金が圧縮できるのかという予測・見積もりというのはする用意があるのか、または現時点でそれが本当はあるのかどうかについて、お伺いします。

○議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

議員お尋ねの圧縮する目標値はあるのかという御質問ですが、現在のところは具体的な数値としては掲げてございません。ただ、行政改革プラン、第3次の計画できたんですけども、その中で総量の適正化ということをやったってございますので、5年ぐらいのスパンで、この中で議論していきたいというふうに思っております。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

5番、山口議員。

わかりました。それでは、細部の質問をいたします。

いま、先ほど施設が流され朽ち果てるという表現はややひどすぎるじゃないかと市長に指摘されたとおりでありまして、やや誇張的に言いましたが、問題は危機感をどの程度認識しているかということをお伺いしたいと思います。

ます。そして、その危機感の認識度の強い弱いによって対処する基本の姿勢が変わってくると思います。その基本の姿勢は、現在、市または市長におかれましてはどのような姿勢でおられるのかをまず1点伺います。

ちょっと質問の意味がよくわからないと思いますので、もうちょっと具体的に言いますと、本当に将来財政危機は来ると思っているか思っていないかが1点目です。そう思っているとすれば、将来の投資的財源、いま先ほどいまのままではいけば240億程度なんです、その辺りが身の丈だとすれば、600億円に対してこのままでいいはずがないわけですから、600億円に対して対処する基本的な姿勢・考え方があるはずで、具体的には、一案としては、現状施設の維持・更新に最大限努力し、先ほどおっしゃられたように、できるだけ単価の減少は調整していきたいという、施設維持・更新は最優先という考え方の姿勢で臨むのか。今後600億円に対してですね。またはもう一つありました市民サービスということも、それも重要な要素でありますので、結局その全体の財源から市民サービスの経費、簡単に言えばソフトな予算ですけども、ソフトな予算はやはり維持または拡大せざるを得ないと判断すれば、維持・更新経費についてはかなりの、目標を与えて臨んでいくというもう一つの姿勢があろうかと思いますが、市長におかれましては、この硬軟両方の姿勢のいずれを採用しようと考えておられるのか伺います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

財政に関する危機感の認識ということでありまして、将来的な財政危機が来るのか、あるいは来ないのか、どのように思っているのかということに対してお答えいたします。

私どもとしては、常に財政計画のシミュレーションを置きながら、念頭に置きながら計画を進めております。ですから、確かに財政状況の約8割方が依存財源でありますので、そういう困難な財政状況にならないように留意しながらこの事業の推進をしていかなければなりませんし、それが現状で皆さんのほうにお示ししている財政状況のシミュレーションでございます。

昨年8月、9月議会の前に皆さんに提示した平成35年までの財政状況のシミュレーションでは、現在の新市計画、この事業を推進していったとしても、平成35年には41億円に上る基金が残るという状況をお示しております。ただ、その後その要因も変わってきておまして、いい意味に本当は好転してきているんですが、各町会の管理施設、公民館、耐震の満たしていないところの更新であります、これは前にお示したこともありますが、合併特例債を活用して更新していくということでありましたけれど、緊急防災対策事業債というこっちのほうの起債のほうが充当率100%、交付税算入率70%と、合併特例債よりすぐれた起債、すぐれたと言いますか有利な起債でありますので、それらを活用させていただきながら、これも平成32年までという期限がありますけれども、耐震化に満たさない集

会所の更新を進めていきたいと思っておりますし、合併10年間、いままでの各3つの自治体・町村の交付税が10年間保証されてきました。その後5年間で約12億円ぐらい交付税が減るのではないかとという予測での当時のシミュレーションでありましたけれど、その後の国のほうからの提示により、その減少率が約6億円ほど少なくなるというそういうこともありまして、今後財政状況はそんなに困難な状況、いまの段階では迎えるものではないというふうに思っております。

○議長

○5番

(山口金光議員)

山口議員。

起債の条件等がこれからさらにまた新しい有利なものが出てくることであらうことから、将来さほど財政は苦しくはならないんじゃないかという答えだと私は理解しました。それは、ある面では将来の予測をかなり楽観的に見れるし、見ていこうという姿勢かと思えます。

いま私が一番問題にしているのは、危機感の程度によっては一番最悪の場合を想定してやっていく姿勢にあるかないかという、私は質問でありました。

現在は、その危機感において、また、その将来の楽観・悲観という見方においては、さほど悲観に立つものではないという認識でおられるというふうに理解していいんですか。じゃあ、まだ依然、将来厳しく見ていくというような姿勢ではあるということだと思います。だとすれば、このいわゆる600億円にもなって、これを防ごうという場合に、やはり600億円になる、これ津波と言うのであれば、震源地はどこにあるのかということを考えなければ有効な津波防止対策には私はならないと思います。問題は震源地をどこだと認識するかだと思います。

先ほどの答弁では、震源地とかに手を打つという概念ではなくて、将来出てくるさまざまな問題をその都度調整しながらやっていこうという姿勢だと私は感じましたが、それ以前にもともと600億円にもなるというこの見積もりのその中身、打つべき対策・対象があるのではないかと、問題点があるんじゃないだろうかと思えます。理由は簡単でありまして、600億円というのは、先ほども市長から説明がございましたように、これまでの5か年の実績及び現在つくっているさまざまな検討してきた計画に基づき、その延長として維持・更新していけば、600億円という津波が発生する可能性があるということですから、じゃあ津波を防止しようというのであれば、その防止の手立てはいままでやってきた実績を一回検証して、これが平川市としての身の丈としてはやや超えるものではなかったのかということの検証が必要ではないか。また、現時点で計画しているものは皆よかれと思って計画しておるわけですが、結果として600億円という身の丈を超える結果が出るというのであれば、この計画の中身、我々は気がついていませんが、身の丈を超えている部分があるのではないかと考えるのが普通かと思えます。その意味で、将来いろいろ調整しながらやっていくという進め方は認めるものの、それではさほど効果的なものできないんじゃないか。

つまり、一番重要なのは、現在の前提としている計画に結果として身の丈を超える部分があるわけですから、何か身の丈を超えているものがないのかという点検が必要ではないかと私は思うんですが、この件に関して、これの津波防止対処の考え方として、この件をどのように認識されるか、ちょっと伺います。つまり、将来に問題を解決していくという方針でいくのか、私はいま言ったように、それではさほどの見直しはできないので、現時点で現在の計画を抜本的に見直さなければ有効な手立てはできないんじゃないかという考え方に関しての見解をお伺いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員のほうから、この津波とか震源地とか比喻が多いんで、どういう意味かちょっと理解に苦しむところもあるんですが、ただ、市の財政を運営する立場としては、将来に不安が残らないような財政運営をしていくことは当然のことでありまして、そのことを心がけていかなければなりません。

議員御指摘のその600億円、これは公共施設等に関する今後40年間の建築費用等を、これは市で独自で試算した金額600億円のことについて議員御指摘かと思いますが、将来的にわたって市民の安全安心をもちろん守っていかなくやなりませんし、将来の市民が快適に暮らせるような市の状況を繕っていくために、いま公共施設等に投資をしているわけでありまして、特に、この合併特例債という有利な起債の期限が5年間延長になりました。しかも、その前提として合併当初22億円前後の基金総額であったのが、現在100億円を超える残高になっております。それらを有利に活用しながら、将来の向けての投資をしていくために学校や、庁舎はもちろんでありますけれど、そういう施設整備に投資をしているわけでありまして、これが将来的に、これは前提条件となる交付税等の算入がなくなるということであれば別ですけど、いまの状況の中ではそういう、そこまでの危機感を持たなくてもよろしいのかなど。いわゆる市の財政の身の丈に合った事業を展開しているというふうに私は認識しております。基本的にはそこが山口議員の認識と違うところではないかなというふうに思います。

○議長

山口議員。

○5番

(山口金光議員)

いままさにありましたように、身の丈に合ったという部分ですが、公共施設全般、現在保有額が400億円と伺いましたが、その400億円をこの40年間で建て替えるのに、維持・補修するのに600億円かかるとこういう話ですので、そのときに600億円は身の丈は超えないと見ているわけじゃないわけです。多分いまの基金とか将来のそれを見れば600億円は圧縮はできるし、またその圧縮した額を何とか飲み込むことができるという判断だと思うんです。私が言うのは、その前に保有財産400億円というのが身の丈に合った保有財産だとすれば、それはじゃあ幾らぐらいのものだと認識されるのか。私はこれは300億だと思ってるんですけども、理由はありますがそれは別にして、そこの見極めは持っておられるんでしょうか。つまり、身の丈の、将来の我が市の身の丈に合った保有財産額というのは、どの程度のも

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

のだという認識はあるのでしょうか。

市長。

何度も申し上げますが、そのところが議員との認識がちょっと違うところでありまして、私自身は、先ほども申し上げましたように、さまざまな財政状況等を考慮しながら、将来にわたっての社会資本の整備を進めていくということで、現在さまざまな事業を展開しているわけです。ですから、そのことによって、これは600億円というのは今後40年間のことでございますので、これは財政状況はもちろんでありますけれど、国の動向等もございます。それらのことを勘案しながらその年々、あるいはさまざまなこの長期総合計画も年ごとにローリングしていつていきますので、それらの見直しも進めながら進めていくわけで、いま提示している計画がそのままずっと同じようにいくというふうなことではございません。将来的には、これ学校はまだまだ改修していかなきゃならないところもございまして、そういうところは、必要などころは必要な分だけやっぱり、さまざまな財源の対応をしながら、そして将来にわたって財政が不安にならないように留意しながらそういうふうな建設事業を進めていくというふうなことでございます。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

山口議員。

不安にならないように維持・運営していくということがまさに一番のポイントだと思います。問題は、その不安が出てきたときに対処していかうとするのか、いまの段階でそれを、最悪の不安を、状態を見て不安を見て、いまからそうなってもいいようにスタディーをしてスタートしていくかの違いだと私は先ほどから言っているつもりであります。そのときに、例えばの例で、逐次変化、条件に合わせていきます。一つだけ言いますと、金がどんどん小さくなるかもしれない、なったとしたときに、それが逐次見直していくとなればどういうことになるかと言いますと、今回やったやり方と、例えば学校の例ですけれども、今回ある学校のことをやって、しかし状況が苦しくなったがゆえに、それに合わせてまた別な手立てを取るとすれば、学校というレベルで見たときには、この市内には不均衡・不平等が生じてしまうじゃないかというふうに思います。つまり、その先々を見ないでスタートして状況に合わせますと、結局そういう逆に不均衡・不平等が出てくる危険はないのか。いや、それを防ぐために、だから万全の経費を充当するんですとしたときには、他の経費を転用するわけですから、先ほどソフトの予算と言いましたが、市民に直接サービスする経費を抑えざるを得なくなってしまうような事態にもなるのじゃないか。従って、そういう急遽持ってくるかソフト予算を圧縮するというような事態だけは回避しようという基本姿勢を持っているのであれば、いまの段階で次に仮に予算財源が厳しくなったときにはどうするかということまでらんで、いまと次の後の平等に計画し進めていくのが、いわゆる柔軟に対処していく道ではないのかという意味で私は質問しているつもりです。それに対して、

市長のいまの答弁では、そういう事態にはならないということですので、本当にそうならないそういうやり方でいくということで、特に自信はありますということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

ならないと断定しているのではなくして、そういう状況に陥らないように留意しながら事業を進めていくということであります。特に現在提示しております新市計画の事業計画等は皆さんに財政運営計画でもお示ししているとおり、いまの平成35年までのシミュレーションでいきますと、いまの事業を消化したままでいっても財政調整基金41億円を超える基金が残りますので、そういうことであれば、今後の運営等に関しましても、これは必要なものは、修理・改修・改善が必要なものはしていかなければならないことはもちろんでありますけれど、そういう懸念はいまの段階ではないということをお前提に進めさせていただいているというふうなことでございます。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

山口議員。

そうしますと、時間がなくなりましたので最後に質問いたしますけど、いわゆるこれからこの維持・更新の極めて高い財源が必要になるというこの長期的な問題に関しては、私自身は事前にアウトデザインを描いて、そして先々を読んだうえで、悲観的に読んだうえで、状況に合わせて上方修正していくという楽観的な進め方をしていくのがいまの場面では最適なやり方ではないかと私は考えるものですが、現時点ではそこまでの考慮はいらないと、または40年後のことを考えて10年先までの計画は修正する必要はないということで確認してよろしいのでしょうか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

財産の有効活用については、集中改革プランや平川市行政改革大綱実施計画、その他橋梁等の長寿命化修繕計画など、個別計画により、合併直後から将来を見据えながら財政運営に取り組んでまいりました。施設の統廃合や長寿命化、指定管理導入についても、合併から11年経過した中でも順調に推移してきているというふうに思っております。

今後ともこれまで同様に取り組んでいくほか、公共施設等総合管理計画の各施設の個別計画を策定していく予定でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

議員の御指摘のこととはちょっと意見がかみ合わないかもしれませんが、将来的に向かっては、何度も繰り返しになりますが、いわゆる安全策と言いますか、それを取りながらいま事業展開をしていることを御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

山口議員。

ありがとうございました。最後に私の考えだけを一つ述べておきたいと思っておりますけど、いまの基本的な考え方は個別に先々を読みながら積み上げていって、そのときの状況に応じながら基金を使い、いろんなものを使い

ながら対処していくという方針だというふうに私は理解いたしました。私はそれではなくて、これは危機管理問題だととらえますので、逆に適正な身の丈に合った財産保有額というものを先にデザインして、トータルを決めて、それなら金がないだろうという前提で、そのトータルの中で各施設にはどう配分していくか、また各施設はどこどこを目標に中身を詰めていくかというアプローチをしないと適正化計画はできないし、運営もできないのではないかとというふうに考えます。

今後、適正化計画がさらに具体的に出てくることと思いますが、最後に伺います。適正化計画がいまはただやる方向性を示しただけです。見積もっているだけです。計画として出てくるのはどの時点、いつごろを予定しておられるのか。これだけお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長  
(齋藤久世志)

いまこの計画はいつ出てくるのかというふうな御質問かと思いますが、個別の計画は、先ほど申しましたとおり行政改革プラン、行政改革大綱の実施計画の中で個別に対応していくこととして、29年度にそういった総量の適正化も議論していくこととしておりますので、具体的な策定年次はまだお示しできないものでございます。

○議長

5番、山口金光議員の一般質問は終了いたしました。  
11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩  
午前11時10分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
第2席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。  
工藤竹雄議員の一般質問の方法は一問一答方式です。  
工藤竹雄議員の一般質問を許可します。  
工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。  
(工藤竹雄議員、質問席へ移動)

○15番  
(工藤竹雄議員)

ただいま議長から一般質問の許可を得ました、第2席15番議員の工藤竹雄であります。

通告しております質問事項は、新本庁舎建設基本計画について。この件の資料は数多くありますので、市長に簡潔明瞭な御答弁を求めるものであります。

私は市議会庁舎建設委員会委員としてこの件を質問することに意を得ずの心境からであります。新本庁舎建設に反対しているわけではありません。賛成の立場で意見を述べ、現庁舎は耐震性の問題、バリアフリーの問題、利便性の問題等らを踏まえ、必要性としたわけであります。

本庁舎建設委員会は11回開催し、議論を交わしたその結果・意見が基本計画に明記・反映されていない現状から、非常に遺憾に思っています。行



政主導の独断専行なやり方ではないかと感じ取らざるを得ません。

議員の発言には重い責任があります。私は住民の代表者として、住民が考えていること、思い願っていることなどを審議し、決定し、行政を批判・監視する機関として牽制して、是々非々で、しっかり信託にこたえる責務があります。

そこでお伺いします。基本計画に記述されている敷地内段差について。高低差2.5メートルの敷地内段差を解消せず建設する根拠は何か。ただ、台風やゲリラ豪雨等による周辺水路等からの溢水のみ理由なのか。また、想定される雨量・水位、高低差2.5メートル内の水の位置を示してほしい。

さらに、段差解消に多額の必要とする費用は幾らか、敷地内に存在する2本の水路付け替え費用など、これらにかかる費用は幾らなのか。市議会庁舎建設委員会の意見は、敷地の高低差解消、建設パターン⑧分庁舎方式、水路の付け替えにこたえられる解決策はないのか御答弁願います。

市長、答弁願います。

工藤竹雄議員の新本庁舎建設基本計画についての御質問にお答えをいたします。

議員御質問の敷地内段差の高低差を解消せず建設する根拠についてでありますけれど、平成29年3月に策定した新本庁舎建設基本計画では、3つの理由から敷地内段差を解消しないこととしたものであります。1つ目は、災害時に避難所や災害対策本部となる本庁舎は台風やゲリラ豪雨等による周辺水路等からの溢水による被害を受けないこと、2つ目は、段差解消に多額の費用を要すること、3つ目として、敷地内に存在する2本の水路の付け替えにも費用が生じることを考慮したことによります。

次に、想定される雨量、水位を示せとのことでありますが、参考までに平成25年9月に発生した台風18号による大雨では、旧平川診療所の東側の荒田堰や柏木堰からの溢水により道路が一部冠水する被害がありましたが、旧平川診療所は周辺より高くなっていることから敷地内への浸水は確認されておりません。

なお、青森県が尾崎地区に設置してある観測所では、9月16日に最大時間雨量31ミリ、9月15日の降り始めからの2日間における総雨量は211ミリを記録しております。

次に、段差解消に多額の費用を必要とし、敷地内に存在する2本の水路の付け替え費用など段差解消にかかわる費用を示せとのことでありますが、敷地内造成に伴う比較設計はしていないため、詳細な金額をお示しすることはできませんが、概算額として昨年11月25日の第9回庁舎建設委員会で配布した資料で、2本の水路の付け替えに約1,800万円、切土、防護柵設置、舗装撤去などを合わせて約2億円としておりました。この時の試算では隣地境界部分は法面仕上げとしていたところですが、大雨時の法面崩壊等を考慮し擁壁の設置費用を再試算したところ、約6,000万円増額することになりました。その他、杭の全量引抜き約1億2,000万円を加えると段差解消に

- 議長
- 市長  
(長尾忠行)

かかる総額は約3億8,000万円と想定しております。

最後に、庁舎建設委員会の意見にこたえる解決策はないのかとの御質問でございますが、現在、設計者選定のためプロポーザルの事務手続きを行っており、応募する要件に総合的な敷地利用計画を含め3つの特定課題の提案を求めています。

来庁者が利用しやすい施設として、多くの市民に満足いただけるような提案に期待しているところであります。私からは以上です。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

まず、この根拠3点ほど答弁いただきました。私は、台風は別として水害による対策本部ちゅうものをできるだけ設置しないよい方法を考えるべきであると。ちゅうことは、その部分は水路をちゃんと確保することが私は重要なことではないのかというふうに思っておりました。

今回の庁舎は地震対策の建設であります。盛り土する擁壁施設、法面の考えなど安全安心とはいかないと思います。

先ほども言いました11月11日のちょうど12月定例会のときの説明の書類であります。それにはちゃんとした市長答弁いただいたこと、これに書いてございます。

ただ、法面は危険性があるから擁壁にしなくてはならないと、そういう文言がうたっているわけでありまして。ですから、その部分はまた別計算にはなるだろうと。それは私は必要ではないのかというふうに思ってるんですね。

やっぱり市民に喜ばれる、満足いく、そういう立体的ってばいいのかな、建物にしても敷地にしても、やっぱり何て言っても市民に喜ばれなければならない。せっかくつくりました、52億5,000万。それから、また出る可能性もないわけではないと私は思っております。やっぱりそれでも必要なものであるならば、私はやむを得ないだろう。逆にその費用を負担増になってだめだということであるならば、いわゆる一人当たりの職員の29平米から27でも25でも変えるちゅうことになる、そこで何億も浮く計算にもなるわけですね。そういったことの考えっていうのがあるのかどうか。

市長。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

まず議員御指摘の水路の確保に関してでございますけれど、水路は確保しなければというか、洪水対策というのは確保していかなきゃなりませんので、現在柏木地区の浸水対策に関する準備を進めているところでございます。

ただ、どの方法で浸水対策といいますか、排出のほうを確保したらいいのかというところをまだ結論が出ておりませんが、いずれにしろこの2回にわたって浸水被害が起きておりますので、そのことに対する水路の確保っていうのはしていかなきゃなりませんし、また上のほうから流れてくるわけですからそちらのほうでの対応、あるいは用水堰の切替みたいなそういうところもさまざま出てきますので、そういうふうな形で確保と

いうのはしていかなきゃならないというふうに思っております。

経費に関して、一人当たりの面積を少なくしてでもというふうなことでありますけれど、もちろんこれは、いまプロポーザルで出している設計の仕様にもよってくるかと思っておりますけれど、現在一人当たり29平方メートルで設計と言いますか、予定でありますけれど、計算しておりますけれど、それが一人当たり、その建設費の状況によっては25平米に減る可能性もないわけではありますので、その辺のところは今後の基本設計、実施設計等を見極めながら考慮してまいりたいと思います。

工藤竹雄議員。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

25年度の9月ですか、溢水の関係、ちょっと答弁いただきましたけども、結局水は高いところから低いところに流れていきます。その先がどうしてもたまってる関係で、それこそ冠水したり、いろんな状態が起きるんだと。いま現在の庁舎ですね、これどうですか、何て言えばいいのかな、床下床上、そういうような被害というのは想定されますか。

総務部長。

○議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

現在の庁舎におきましては、25年のその大雨のときも床下床上等の被害は受けてございませんでした。過去においてもそういった被害はなかったかと思っております。

工藤竹雄議員。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

そういうことであれば、住民の方々が望んでいるのが一番いいのがフラットであると。盛り土するということはそれだけ地震等に弱い計算になるということでもありますので、その点これからどういうふうなことで回答出すのかというのが、プロポーザルですね、出すのかちゅうことになるわけでもありますけども。

それでね、私、さっき11月25日の書類ここにありました。要するに大雨等による自然災害、がけ崩れを防止するためコンクリートブロック塀、法面保護というようなことでね、これの費用はこれには入っていないですよ、計算にはね。ですから、その分も増えるちゅうことは十分あり得るということでございます。

私はね、市長の基本姿勢には対話と実行があるんですよ。市議会庁舎建設委員会において、本当は市長の考え方等を求めるために出席を要請したところ拒否されたと。市長は委員会で決めることであって関与しないと、そういうことでございました。にもかかわらず、我々委員会全員で決めたこと、それが今回段差解消にはならなかったと、これが私の一番大きい問題であると思ってるんですよ。

私はもともと段差解消、その中でも雪対策というものを当初から強く求めておりました。その段差をやるちゅうことは非常に厳しい、今後の将来的には労力も入るだろうし。そして、報道によると2025年には超高齢者の時代になる。要するに超高齢者ちゅうことは75歳以上ちゅうことですね。ちゅうことは、いま現在、私データ取りませんけども。もう6年後。

じゃあ大体、我が平川市これからも人口減ってくるだろうし、15年までかって、いまじゃあ75以下の6年前。いま現在、それが6年後というふうになると、私は人口の、どうだろ、3分の1ぐらい超高齢者になってしまうんじゃないかという想像してるんですけども、市長その点はどう見ております。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

まず盛り土をすると弱いというお話、御指摘がございましたが、基本的には盛り土をして庁舎を建てるという考え方には立っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

それから、私が議会のほうの建設委員会に出席しなかったということでございますけれど、議会のほうで建設委員会を設置して、そして議論をして、その結果を反映させるというふうなことになるかと思っております。ですから、私が議会の建設委員会のほうに行って自分の私見的なのを述べることは差し控えたほうが良いという考えのもとに、建設委員会のほうには出ておりません。

ただ、建設委員会の中にもさまざまな議論があつて、延べ11回ぐらいやられたわけですけど、なかなか一つにまとまる方向を出せなかったというふうなことは聞いておりますので、その場で意見を出すのは差し控えたほうが良いのかなというふうに思っておりました。

これからの超高齢化社会に対応するというところでございますが、基本的には現在の診療所の跡地に庁舎を建てても高齢社会に対応できないというふうなことにはならないと思います。来庁者が来る駐車スペースは十分に確保できるというふうに思っておりますし、こっちの現在ある庁舎のほうから昇っていくということはそんなに階数はあることではないというふうに思っております。確かに、その入口のどこから傾斜は6度ぐらいあります、ちょっとした坂にはなっておりますが、まったくこの法面をとって平坦にするよりは、現在のところに建てたほうが良いというふうに私は考えております。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

いまんとは段差の件について、委員会の件については、ある意味では採用していくような答弁でございますけれども、委員会のほうでは正直決まっております、正直。それ後にして言いますけれども、当初段差のために道路をつくると。当初ね。それでどれぐらいの長さのがって、30メートルだと。その30メートルの2メートル50の高さ。そうすると、これによるとね、勾配が8.33%です、8.33。30メートルの2メートル50ですよ。道路つくるっちゃうことはそれなりのリスクがあるわけですよ。ガードレールも設置しなくちゃいけないだろうし、いろんな問題あります。そういうことで、敷地内に道路つっちゃうのはなかなか厳しい問題もある。仮に30メートルのじゃあ階段つけた場合には、どれだけの勾配が出てきて手すりをつけてってな、そつた問題もあるだろうし。ですから、最大限フラットにす

ることが、私が一番の結論ではないのかなというふうに思っております。

市長は先ほど建設委員会のほうでもまだ決まってないのがっていうような話もございましたけれども、実際は段差解消は20人のうちの18名です。それで、庁舎の先ほど⑧と言いました。これもそういう10人の方は8なんです、⑧分庁舎。ですから、それらのことも過半数は占めていると。それで、議長名で公文書、市長に出してるはずですよ。庁舎建設の段差解消っちゅうのが、議長から市長あてに出てるんです。それにもかかわらず、最後のこの前3月ですか、段差解消しない基本計画が、案から基本計画の正式なことを言われました。それらも踏まえてですね、私この段差解消の問題について質問してるんですよ。さっき言いました、委員会の席にしながら質問するっちゅうことはめったにあることでもないだろうけども、なんとなく私、委員として、これらをずっと質問したってばいいか、委員会でも述べてきた経緯であります。ですから、なんとかその点を、市長再度聞きますけども、段差は解消していただけるんですね。フラットにするんですね。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

工藤議員のその御質問でございますけれど、現在プロポーザルで設計業者の選定をしております。その基本的な計画の中には、段差を解消せず、現在の診療所のところに新庁舎を建設するという方向で進んでおりますので、御期待にはこたえられません。

先ほど工藤議員、20人の議員のうち18名が段差解消に賛成だというふうなお話でございましたが、これは建設委員会ではなくして議員の皆さんがお話した中だというふうに伺っております。その中に、段差解消の中にも水路のことを考えてほしいとか、民地の水の問題を検討してほしい、排水問題をきちんとしてほしい、旧平川病院の高さに盛り土する、水路のことをきちんとしてほしいというふうな、同じ段差解消の中でもさまざまなそういうふうな御意見の中での18人の意見だというふうに、私はこの資料をいただいております。それらのことを考えて、総合的に庁議で段差解消はしないで現在のところに建てるというふうに決定したものであります。

それから、議会のほうから来たのには、確かに段差の取り扱いについて段差を解消しないに反対する者多数というふうにあります。反対理由としては、段差を解消しないと非常に利便性が悪いというふうなことでございます。

今回プロポーザルに出すに当たって、民間の庁舎検討委員会の方々の御意見もお伺いしました。その中であっては、健康センターを活用することを一緒にした本庁舎方式ということでございまして、その場合は、いわゆる現在のこの下の庁舎が建っている高さのほうから行きやすいようなことを考えてほしいというふうな要望がございましたので、そのことも含めながらそのプロポーザルに出している設計の基本的な考え方の中に入れさせていただいております。

新たな道路をつくるということに関しましては、入口のところがいまのままでは狭いので拡幅、現在の平川診療所に入るあそこを拡幅することは設計段階では決まって、設計って言いますか、その設計を依頼する段階では決まっておりますが、この下のほうからの道路に関しては、これは設計業者の皆さんが利便性を考えてどのような御提案をなされるかまだわかりませんので、その辺のところが出てくれば、エレベーターの話もありますし、さまざま考慮しながら考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

いまの議員の方々の意見で、議長から出てるのが庁舎建設委員会の意見についてということで公文書を出してるわけですよ。これは12月19日です。そして、11月の3日でしたか、議員全員で20名をもってこの件について意見を出し合いました。いま市長が言ったみたいに、段差の解消については賛成が18名なんです。これにはさまざまな意見がございます。他の2名の方はまた別な考えがありますとそうっております。そして、建設パターンについては⑧12、①が1、③が3、⑤が4、⑥が1、その他1。確かにこの部分は割れていますけども、20人のうちの10人っっちゃうの、まず過半数ですよ。それでそのほかに、意見の中で、水路のことを頼むよと、お願いしますと。当初その水路の付け替えというものの説明あったんですよ。それに対して、ある意味ではみんな賛同してるっちゃうことなんです。これが11月の2日、全議員による結論なんです。それで市民による委員会においても、当初2月の19日は段差解消であります。それも健康センターは使わないと。そしていつの間にか、10月の5日、健康センター使う。これ各委員の一人が2票の点数を持ってやってるんですよ。なんで2票なのかよくわかりませんが、12名の委員です。それに行政の副市長と総務部長入って14名と、こうなっているわけですね。だから、2月の19日には健康センター活用することについては活用しないと。いまの旧平賀の高低差もまた解消する。ですから、両委員会の意見が取り入れていただけないんだっていう、そういう結論になるわけでありまして。

いずれにしても、市長はこれからいろんな問題で考えていくんだらうけども、やっぱり議員の意見というものも十分考えていただかなければならないのではないのかなというのが私の結論って言えば結論なんですけども。

それで、私ちょっと飛びますけども、29年の3月30日、私、趣意書を出しまして、出したのが3月の23日で、3月いっぱいになんとか回答いただきたいということで、市長から私名で書類きております。いわゆる一種の質問状であります。

この中に、私読むだけにしますから、庁舎面積及び水路等の確保についてという質問に対してはですね、両敷地を最大限活用する方法として旧平川診療所との隣地境界部分について、コンクリート構造物、いわゆるL型

の擁壁を配置し、敷地をフラット化する案は以前提示していますが、実施するものとして示したのではなく一つの案として提示したものであり、計画変更したものではありませんということ。ちょっとおかしいことなんだけどもね。それで、庁舎の中でのこれ検討をされているわけであります。

庁舎内の職員の意見等について、部長、課長、補佐、係長において、建設場所及び敷地内段差の扱い並びに建設規模等を検討したのかという質問に対してには、今年度まで部長会議11回、本庁舎建設ワーキンググループ会議、課長補佐係長を5回開催し、建設場所、建設敷地内段差、建築規模等を協議、実施した基本計画を策定したものであるということになってるんだけど、私は職員たちは段差解消だと私、そういう認識をしてるんです。それは会議録は持ってごさいませんので、そうじゃないっちゃうなこともあるかもわかんない。ただ、将来の人口減、超高齢化になる時代考えた場合には、やっぱりそういう方向性っちゃうのが私は強いのかな。それが正しい、私は結果ではないのかなというふうにこう思ってるんですけども。

それから、いわゆる両委員会で決定した事項について、なぜ取り入れないのかという、この私のこれであります。委員会の設置の目的は何かってこれも聞いてるんだけど、市議会及び市民両建設委員会の設置目的は、本庁舎建設意見を取り入れることを目的としていますが、最終的な決定は市議会及び市民両委員会の意見を踏まえ部長会議に諮り、市長が決定する体制となっている。このときの部長はいわゆる組織下でありますからね、市長に服従しなくてはならないだろうとそういうようなこともあるんだけど、いずれにしても職員及び議会、市民の委員会、これらの人たちはやっぱり段差解消の関係なんです。こういう、私は答弁書で理解しております。

そして、他の市町村で庁舎を使っているどごっていまこれの質問もしておりますけれども。弘前に至っては教育委員会がたしか岩木支所ですよ。青森に至ってはアウガの問題、あるいは黒石においても3か所か4か所分散してる。そういうことから考えた場合には、決して私は分庁舎使っても問題ない、そういうふうに思っております。

それで最後にしますけども、さっきの、水害は少なくないけども、将来的にもこの現庁舎の水害はないんだということであるならば、やっぱりフラットにしてね、やっていきたいと。万が一間違った場合、健康センターには、私は水害のおそれは十分あることを踏まえて、私は健康センターの必要性っちゃうのは私考えていないんですよ。本当に考えるのであればね。これに対しては市長先ほど答弁しておりますので、それ以上の答弁は出てこないと思いますけども、これらについて、いまの質問に何か市長、答弁あったらお願いしますけども。

市長。

議員の御意見は御意見としてお伺いしておきたいと思います。ただ、

○議長

○市長

(長尾忠行)

これからこの異常気象の中でどういうふうな災害が起きてくるかわかりません。庁舎そのものは災害対策本部としての機能を持っていないきゃだめなわけですから、少しでもマイナス要因があるのであれば、それを避けながら本部を設置するような場所に建設したいというふうなことで考えております。

ただ、議員御指摘の、職員がすべてフラット化に賛成のような御意見がございましたけれど、私はそういうふうにはとらえてはおりません。以上です。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

市長はそうとらえなくても、大方過半数はおそらくそういうふうに私が言ったことではないのかちゅうふうには、私は証拠はございませんので言いませんけども。ただ、はいそうですかって会議録出していただけるんならもっとお互いにね、意見が合うんだけども、それも私は求めることはいたしませんので。私もそんなに間違っはいいはいいって質問するわけではございませんので、そごんとこだけは理解していただきたい。当然、賛成もあれば反対もあると思います。ただ、反対は50%は超えてるだろうと見ておきますけれどもね。

それでね、例えば私もいままでも、全部県内の40市町村は見えておりませんけれども、あるいは私も議員活動の視察に行って、県外十数か所を視察した自治体においても、段差があるちゅうどごは私見たことないですよ。県内の40市町村でもないように私感じるんですけども、ただ、大鰐はもともと高台ですからね、それは別ですよ。それ以外で本当に段差、この近辺の中南地区でもあるかって私ないと思うんだけども、だからそれに本当にこだわる意味が本当は根拠になるのかって3点言ったんだけども、水害の問題もない、これもない、最終的には地震しかないだろうな。ちゅうことは、盛り土するちゅうことは果たして本当に正しい方向性なのかな。もっと最大限の利便性を市民に示すべきではないのかと私はそう思っております。

これ以上質問してもまたかみ合わない部分もあるんだけど、ただ、私も長には執行権があります、議会には議決権があります。行政と議会は車の両輪とも言われますけれども、相互にその権限を均衡させそれぞれに独断専行を抑制する、適正で効率的な行財政の上の確保を目指すのがお互いの姿ではないだろうか。行政主導でない住民本位の考え方も、私は必要ではないだろうか。いわゆる地方自治の問題、地域住民の意志に基づいた地方行政を進めなければならないだろうし。あるいは住民自治はその地方に住んでいる住民の手によって自主的に行わなければならないだろうし。

そういうようなことをこう考えていきながら、その中で、私も議員がじゃあ果たしてどうするのか。私は議員の意見がいままでも、大多数ですからその発言っていうのは、先ほども言いました、非常に重い責任があるんだと、私はそういうことでずっと考えてきておりますので、市長よろしく



○議長

お願いして、私の質問を終わります。

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。  
昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、8番、山田忠利議員の一般質問を許します。

山田忠利議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

山田忠利議員の一般質問を許可します。

山田忠利議員、質問席へ移動願います。

(山田忠利議員、質問席へ移動)

○8番

(山田忠利議員)

第3席、誠心会の山田です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがって質問いたします。質問は一問一答方式で行います。

早速、1. 第2次平川市長長期総合プランについて質問いたします。

まず、①平賀・尾上・碓ヶ関の未来のあり方についてであります。平川市は平賀町、尾上町、碓ヶ関村の2町1村の対等合併により、平成18年1月に発足しました。合併から10年余りを経過しましたが、その間、市の施策は平賀地域へ集中し、尾上地域、碓ヶ関地域へは目が向いていないように私には思えます。まさに平賀一極集中と言えるのではないのでしょうか。

このたび、新たな平川市のまちづくりの指針となる第2次平川市長長期総合プランが策定されましたが、これには地域ごとの将来像に関する記述がありません。このプランはローリング計画と理解しています。

まちづくりは平賀、尾上、碓ヶ関、それぞれの地域が地域の特色を出しながら進めるべきだと思います。3地域の将来像を具体的に示すことについて、市長の答弁を求めます。

②誘致企業について。平川市になってから新たに参入した企業の数及び従業員数について、また、今後の企業誘致の見通しについて伺います。答弁、よろしく願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

山田忠利議員の第2次平川市長長期総合プランに関する御質問2点について、お答えをいたします。

まず、1点目の平賀・尾上・碓ヶ関の未来の在り方についてであります。

合併時に策定した新市建設計画では、新市の重点施策において、「均衡ある発展」を掲げたほか、地域別整備の方針を記載しております。また、平成19年6月に策定した平川市長長期総合プランでは、平川市の現状と課題の一つとして、「市民の一体感の醸成」を掲げ、合併以降の平川市のまちづくりに取り組んできたところであります。

昨年度、第2次平川市長長期総合プランを策定しましたが、この計画は、

市政の根幹をなす長期的、総合的かつ計画的な行財政運営を行うための最上位計画であり、3つの基本目標と8つの基本政策のもと、32の個別目標及び主要施策を分野別・体系的に示した内容となっております。

議員からの3地域の将来像を具体的に示してほしいという御意見でございますが、第2次平川市長期総合プランでは、地域別に特化した形での構成とはなっておりません。議員がおっしゃるとおり、地域別の具体的な将来像がイメージできない面はあろうかと思えます。ただ、プランに即した具体的な事業については、実施計画において毎年度ローリングしながら検討していくこととしておりますので、今後、それぞれの地域の特色を活かした事業の検討を進め、地域の将来像がより具体的に見えるような形で提示できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、地域を限定しての話になりますが、碓ヶ関地域は全域が過疎地域に指定されているほか、地域には辺地区域に指定されている区域もあり、いずれも地域内の振興を図る過疎地域自立促進計画及び辺地総合整備計画を個別に策定しております。これらの計画とも整合性を図りながら、地域の特性を活かした振興施策を検討していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2点目の誘致企業についてであります。

企業が誘致され市民の働く場が確保されることは、地域経済の活性化促進に大きく寄与するものと考えております。

今後の企業誘致の見通しではありますが、当市が過去に造成分譲した松崎工業団地、尾上農工団地には空きがなく、また、市内を見ましても工場用地として適する面積の土地は見当たらない状況であります。

いつでも企業が誘致可能な受け皿として、新規の農工団地などの用地ストックができれば理想でございますが、農振法や農地法など国・県との土地利用協議に相当な時間を要すること、また、誘致される企業のあてがないままの用地造成は塩漬けの土地になりかねないことなどから、なかなか困難であると思われます。

このような中であって、まずはこれまで市民の仕事づくりを支えてきた地元企業がしっかりと当市に根を張って頑張ってくださいのために、事業規模拡大の支援や新商品、新技術開発の支援を継続してまいりたいと思っております。

新規参入の企業誘致につきましても、弘前圏域で近隣市町村と協力し、新たな産業用地確保の可能性を探るとともに、既存企業の関連企業など幅広い分野に働きかけ、情報収集に取り組んでいきたいと考えております。

御質問の平川市になってから参入した企業数と従業員数については、担当部長より答弁させます。よろしく願いいたします。私からは以上です。

経済部長。

平川市となってから参入した企業数と従業員数についてお答えいたします。

- 議長
- 経済部長  
(西谷 司)

○議長  
○8番  
(山田忠利議員)

現在までに平川市工場等設置促進条例に基づく指定企業として2社を指定しており、また、県が誘致した企業も2社で合計4社となっております。この4社の従業員数であります。平成29年4月1日現在で91名、そのうち平川市からは44名が雇用されております。以上でございます。

山田議員。

御丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、2番のコミュニティ・スクール制の導入について質問いたします。

近年、グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が大きく変化し続ける中で、教育を取り巻く環境は依然厳しいものがあり、学力の向上はもとよりいじめ防止や不登校、さらには特別支援教育の充実、課題が山積しております。

学校はすべての子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割はもちろんのこと、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていかなければならないものと考えております。

そして、地域は体験的・探究的に学習できる場として子どもたちの学びを豊かにしていく役割を果たす必要があります。

子どもたちの生きる力は学校だけではなく、家庭における教育はもちろんのこと、多様な人々とのかかわり、さまざまな経験を重ねていく中ではぐくまれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くのかかわりを通して、子どもたちは心豊かにたくましく成長していくものと思えます。

地域の未来を担う子どもたちの成長は、その地域に住む人々の希望であります。私は、地域社会を構成する一人一人が当事者として役割と責任を自覚し、故郷に根付く子どもたちを育て、社会全体で安心して子育てできる環境を整備していくこと、すなわち学校と地域がお互いの役割を認識しつつ、共有した目標に向かって教育の実現を図っていくことが必要であると考えております。

このような中、文部科学省ではこれからの学校を地域とともにある学校へと転換していくことを目指し、コミュニティ・スクールを推進していくこととしております。

平川市教育委員会は、コミュニティ・スクール制をどのようにとらえているのか、また、導入についてどのように考えているのかについてお伺いします。

○議長  
○教育長  
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

山田忠利議員の御質問、コミュニティ・スクール制の導入についてお答えいたします。

コミュニティ・スクールは、教育委員会が指定する法律に基づく学校運

営協議会を設置している学校であり、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を目指すものであります。

将来の予測が難しい社会の中にあって、未来を切り拓く子どもたちを育成するためには、保護者と地域の人々の意見を反映させるなど、学校と地域が連携して学校づくりを進めることが必要不可欠であると考えております。

平川市のすべての学校では、地域住民が学校運営へ参画する学校評議員制度を活用し、保護者や地域住民の意向を把握し、理解と協力を得ながら特色ある教育活動を展開しており、一定の評価を得ているところであります。

議員御指摘のコミュニティ・スクールの導入につきましては、全国的な推移を注視しながら、これまでの学校と地域との間に培われてきた成果を踏まえ、先進事例を参考に今後の地域とともにある学校づくりに生かしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長  
○8番  
(山田忠利議員)

山田議員。

心強い御答弁ありがとうございました。

それでは3の教育機会確保法について質問いたします。

昨年12月、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等について定めた教育の機会の確保等に関する法律が成立いたしました。教育を受ける権利はすべての国民に等しく与えられた権利であり、当然のことながら不登校児童・生徒につきましても必要な支援が講じられなければなりません。さらに、不登校は学校生活だけではなく、その他のさまざまな要因によって生じるものであり、不登校がその子自身に起因するとか、あるいは不登校イコール問題行動であると受け取られないように配慮することが必要であると考えています。

平川市教育委員会では法制定をどのように認識しているのか、また、不登校児童・生徒等に対する教育の機会の確保等のために、具体的にどのように取り組んでいるのかについてお伺いします。教育長、答弁をお願いします。

○議長  
○教育長  
(柴田正人)

教育長。

教育機会確保法についてお答えいたします。

教育の機会の確保等に関する法律は、すべての児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境を確保するほか、不登校児童・生徒の状況に応じた支援の充実や義務教育を十分に受けていない方々に対する教育の機会の確保などを理念としており、児童・生徒が社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送るうえで重要なものであると認識しております。

平川市教育委員会では、教育委員や指導主事等の学校訪問、研修会等を通して、すべての児童・生徒が安心して教育を受けることができる居心地

のよい学校・学級づくり等について指導助言をしております。また、適応指導教室を開設し、教育相談員が学習指導や進路指導を行うほか、指導主事と一緒に学校生活や子育て等の相談に応じるなど、社会的自立に向けた支援に取り組んでおります。

今後とも、不登校はどの児童・生徒にも起こり得るものであるとの視点に立ち、関係課や医療機関等と連携を取りながら、子どもたち一人一人の社会的な自立が図られるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

山田議員。

○8番

(山田忠利議員)

地域の宝である子どもの育成を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁ありがとうございます。

次に、4. 平川市の観光について伺ひます。

①市内の団体との意見交換について。市の観光振興に当たり、これまで関係機関を参集して意見を吸ひ上げる場がなく、行政の考えだけで進めていへるよう感じます。観光振興には行政と関係機関の連携が不可欠であり、意見交換をしながら進める必要があると思ひますが、市の考え方を伺ひます。

②として、地域の名勝の鑑賞復活について伺ひます。市内には公園や庭園など各所に名勝があり、以前は尾上の広いエリアで庭園めぐりなどイベントが開催されたこともあったが、現在は金屋地区の蔵めぐりだけが残っている状況にあります。また、花(さくら)と植木まつりにしても年々来場者が少なくなっている気がします。

イベントにかかわっている植木問屋協会としても盛り上げていくためのマンパワーとお金不足が実情と聞かされています。

今年度から観光協会の事務局が独立して、まさに観光協会の事務局と会員が中心になってイベントを主催しているが、観光協会任せではなく、市も一緒になって実施してほしいと考えます。これに対する市長の考え方を伺ひます。

③誘客について。本市への観光誘客を加速させるためには、トップセールスによる誘客活動のみならず、攻めの取り組みが必要であると考えます。

しかしながら、今年度からスタートした長期総合プランを見ても、誘客のための具体的な取り組みの内容が記載されていません。市では長期総合プランに掲げる基本方針に沿ってどのような施策を進めていく考えであるかを伺ひます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

御質問の、市の観光についての御質問3点についてお答えをいたします。

まず、市内の団体との意見交換についてであります。

御指摘のとおり、観光振興策を検討していくうえで観光協会・観光関係事業者や行政などが連携・協働して取り組んでいくことが重要であると考えております。中でも観光協会は観光振興を進めるうえで中心的な存在であり、今年4月の独立により、民間主導で各施策を推進できる体制となつ

たところであります。

今後は、観光協会がイベントや観光情報の提供、観光案内などの役割を担っていくこととなります。一方、行政の役割としては、観光産業の支援、プロモーション活動、広域連携、観光施設整備等があります。

市といたしましては、観光振興を強力に推し進めるため、観光協会や行政がそれぞれの役割をしっかりと担い、観光産業の発展につなげていく必要があると考えております。

2点目の地域の名勝の観賞復活についてであります。

今回の観光協会の独立は、民間の柔軟な発想と行動力をもって観光イベントに取り組めることが一番の目的であります。

今年5月から、地域おこし協力隊の加入により、さらに斬新な視点や感覚が芽生えてくると思っておりますので、既存イベントの見直しや新規イベントの掘り起こしを期待しているところでもあります。

先ほども申し上げましたが、観光協会と行政がそれぞれの役割をしっかりと担い、互いに観光産業の発展につなげていければというふうに考えております。

3点目の誘客についてであります。

長期総合プランでは、「地域資源を活かした観光・物産」を基本政策とし、その実現に向け3つの目標を掲げております。

1つ目は「県内外に発信できる観光の振興」であります。盛美園や猿賀神社、ねぶたまつりのほか、四季折々の自然や豊富な温泉などの資源を磨き、観光コンテンツの充実を図りたいと考えています。また、PR動画の製作やSNSを活用した情報発信を始め、ねぶたや囃子組を派遣してのPR活動を推進していきます。

2つ目は「高め合う広域観光の連携強化」であります。現在、弘前圏域や津軽南地域が連携してパンフレットの製作や旅行エージェントへの訪問、共同イベントの開催などを行っておりますが、これを継続することにより周遊観光を推進していきたいと考えています。

3つ目は「インバウンド観光の推進」であります。現在は、中国語講座の開催などコミュニケーション能力の向上のほか、観光案内板やパンフレットなどの多言語化など受入環境の整備に取り組んでいます。

近年、当市では外国人の宿泊者及び大型クルーズ船からの日帰りの旅行者が増加しておりますので、エージェントへのセールス強化をしてさらなる誘客を図ってまいりたいと考えています。また、台中市との交流をきっかけとし、台湾の方々を始め外国人ニーズを学び、当市ならではの資源を誘客に活かしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

山田議員。

観光につきましてはいろいろな諸問題があると思っておりますけれども、要はコンテンツの問題であると思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長  
○8番  
(山田忠利議員)

思っております。

次に、5の豪雪対策について伺います。

今年は碓ヶ関地域を中心に豪雪傾向になったことから豪雪対策本部が設置され、碓ヶ関総合支所玄関前にも本部設置を表す看板が立てられたところでもあります。ところが、地域住民に対し本部設置の意義や具体的な市の対策等がうまく伝わっていないように感じています。また、住民によっては、設置後は個人の除雪対策等においても手厚く行ってもらえるといったイメージを持つ方もいるようであり、市との考え方に相違があるように思います。

このような状況を踏まえ、本部設置の意義や設置後の市の役割、対策等について伺います。

②除排雪について。碓ヶ関地域の除排雪については、除雪路線と流雪溝の問題があります。まず、除雪路線についてですが、碓ヶ関地域は急速に高齢化が進んでおり、除排雪が困難となっている世帯が増えているにもかかわらず、場所によっては道路除雪がされず、沿道の関係者で行っているところがあります。

市の委託を受けて道路除雪をしている業者にそのような道路の除雪ができないものか確認したところ、市が決めている道路以外は除雪することができないとのことでした。

市による除雪の場合、使用する機械の大きさによっては除雪に入れない道路もあるかとは思いますが、高齢化が進むこの地域にとって、少しでも冬期間の除排雪作業が軽減されるよう、可能な限り市の除雪路線とすることができないものか伺います。

次に、流雪溝についてですが、碓ヶ関地域に設置されてある流雪溝には、以前から2か所の構造的に問題がある箇所があります。雪が多い碓ヶ関地域にとって、道路の除雪された雪や自宅に積もった雪を排除するために流雪溝は大変便利なものであるのですが、この2か所の構造的な問題のためにたびたび流雪溝が詰まり、水があふれるなどの問題が起こっております。

問題のある箇所は、十六夜橋と国道7号線の番所橋付近の平川に放流する流雪溝出口なのですが、この2か所の出口とも川の流れがないところにあるために流雪溝を流れてきた雪が河川敷に堆積し、その堆積した雪で出口をふさぐなどの問題が起こっております。

十六夜橋付近については、以前仮説の樋を河川敷内に設置して、川の流れのあるところまで流雪溝の出口を伸ばしていたものですが、近年はその樋の設置はされておられません。

流雪溝が詰まる原因には、利用者が一斉に雪を排雪することなどもあるとは思いますが、この2か所については構造的な問題が大きいものと考えられますので、平川に放流する流雪溝の出口について、構造的な改善ができないものか伺います。

④雪の仮置き場について。碓ヶ関地域は平川市の中でも雪が多い地域で

ありますが、特に昨年度は雪が多く、大変苦労した年でもありました。

毎年、碓ヶ関地域には平川河川敷内に2か所の雪置き場が設置されますが、雪が多かった昨年度は道路の排雪作業で使用する雪置き場も設置されたと聞いております。

このように雪置き場を設置していただくことは雪国にとって必要な対策と思うのですが、高齢者や障害者などの除排雪作業が困難な世帯にとっては、必ずしも十分とは言えない状況ではないかと考えております。

市の雪置き場の利用状況を見ますと、トラックによりみずから雪を運べる人や、自分でできないにしても業者へ依頼ができる人に限られており、自分で雪を運ぶことが難しい高齢者は、自宅周辺の空き地や農地に雪を置いているのが現状となっております。

この場合、空き地や農地には当然ながら所有者がおり、その所有者からそれぞれが雪を置くための承諾を得たうえでの行為となるべきですが、中には承諾を得ずトラブルが発生していることもあるようです。

そこで、急速に高齢化が進み、除排雪作業が困難な世帯が多くなっている碓ヶ関地域について、毎年設置される平川河川敷内の雪置き場とは別に、集落内にある空き地や農地を利用した雪の仮置き場を市が用意することができないものか、狭溢問題も含めながら伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

市長。

○市長

山田議員の豪雪対策についての御質問についてお答えいたします。

(長尾忠行)

まず、豪雪対策本部の設置とはということでございますが、豪雪対策本部は雪による市民生活への大きな支障が生ずるおそれがあると判断した場合に設置することとしております。

今年1月24日に碓ヶ関観測点の積雪深が基準値の99センチメートルを超え、その後も予断を許さない状況となったことから、市内の状況を総合的に勘案し、2月3日に豪雪対策本部を設置したところであります。

対策本部では、市役所内及び消防本部、消防団との連携強化を確認し、市民生活や経済活動の安定に万全を期するための対策を講ずることとしております。

具体的には、道路及び公共施設等の除排雪体制の強化、通学路上の危険箇所の部分排雪、臨時雪置き場の確保、雪による事故防止の啓発などを行っております。また、市民に対しては、回覧板や防災無線で豪雪対策本部の設置や、豪雪対策の具体的な内容について周知しているところであります。さらには、自主防災組織や町会に対しても、雪害の防止などについて直接呼びかけしているところであります。

議員御指摘のとおり、豪雪対策本部設置後の対策については、今後は市民に誤解を与えないよう、わかりやすい周知に努めてまいりたいと思っております。

除排雪についてであります。



議員御質問の除排雪についての1点目、除雪路線についてですが、当市の道路除雪は除雪ドーザなどの大型機械で行っておりますので、道路の幅や形状によっては除雪に入れない路線もあるのが実情であります。

除雪に入れない路線については、地域の方の御協力により交通を確保していただいているところではありますが、高齢化により除雪作業が困難になってきている状況は、碓ヶ関地域を含め市全体の問題になってきているものと考えております。

市ではこのような問題を少しでも解消できるよう、要望がある路線については現地調査をし、毎年、除雪路線の追加などの見直しを行っておりますので御理解くださるようお願いいたします。

次に、2点目の流雪溝についてですが、あふれる原因となっている平川への放流箇所の構造的な問題について、以前は流雪溝放流口から仮設による樋を延長することで流雪溝があふれないよう対策を講じていたところあります。

現在は、職員により定期的に現場を確認し、流雪溝を流れてきた雪の堆積で放流口がふさがれないよう、その堆積した雪を機械を使い除去しているところです。

今後も、地域の方の流雪溝の利用に支障が発生しないよう巡視を強化し、放流箇所の状況に応じた効果的な対策を講じたいと考えております。

次の、雪の仮置き場についてであります。

現在、高齢者の一人暮らしなど、除排雪作業が困難な世帯の支援といたしましては、社会福祉協議会が主体となって屋根の雪下ろしを行うスノーバスターズや、敷地内の除排雪作業を行う小規模除排雪事業などの事業を行っております。

議員御質問の雪の仮置き場の設置につきましては、管理をどうするのかなどの課題もあることから、地域における雪問題は社会福祉協議会の事業を活用していただきながら、これまで同様、地域の助け合いで対応していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

○8番

(山田忠利議員)

山田議員。

地域としては非常に行政のほうに期待をしておりますので、ぜひこたえていただくことをお願いしたいと思います。

6の新庁舎に木材をとということで伺います。

青森県土の約7割は森林となっています。その中でも平川市は行政区域の大半が山林で占められており、市内全域の75%が森林で緑に囲まれて、林業が盛んな地域であります。

市のシンボルとして象徴される新庁舎として、また、訪れる市民が暖かさやぬくもりを感じられる新庁舎となるよう、内装材やあるいは外装材等の一部に県産材、特に地元産材を活用すべきと思うが、市長の考え方をお伺いいたします。

○議長

市長。

○市長  
(長尾忠行)

新庁舎に木材を使っていたきたいとのことでございます。  
新本庁舎の設計については、公募型プロポーザル方式で設計者を選定することにしています。

現在、このプロポーザルの募集手続きを進めており、8月には公開ヒアリングを実施して決定する予定となっております。内装材や外装材への木材の活用については、設計者からの提案内容や施工事例、維持管理、導入にかかるコストを踏まえ、県産材の利用について検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長  
○8番  
(山田忠利議員)

山田議員。  
今後につきましても、いろいろ市民は行政に期待をしておりますので、何とぞ市民の期待にこたえていただくようよろしくお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

8番、山田忠利議員の一般質問は終了しました。

(「続行」と呼ぶ者あり)

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

1時55分まで休憩とします。

午後1時39分 休憩

午後1時55分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、4番、長内秀樹議員の一般質問を許します。

長内秀樹議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

○4番  
(長内秀樹議員)

議長より一般質問の許可をいただきました第4席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹です。

最初に、熊本地震から1年が、また、東日本大震災から6年が経過しました。いまでも仮設住宅やふるさとを離れて住まわれている方々など、被災者に対し心よりお見舞いを申し上げます。また、被害に遭われた皆様や避難されている皆様の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、昨年12月に発生し、鎮火まで30時間続いた新潟県糸魚川市の大規模火災において被災した皆様の復興も併せてお祈り申し上げます。

長くなりました。それでは、本日最後の一般質問となりましたが、通告にしたがって一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に1. 住宅用各種警報器についての①住宅用火災警報器の設置状況と作動点検についてであります。

火災警報器の設置は、本県では平成18年6月から新築住宅へ、2年後の平成20年6月からは県内すべての住宅で設置が義務付けられております。

罰則規定はないものの、それぞれの自治体または消防事務組合で予防条例として義務付けられ、一般的に寝室と階段が設置場所に指定されております。そこで伺いますが、本市及び本県、全国での住宅用火災警報器の設置状況についてお知らせください。

次に、火災発生時に警報器が正しく機能するよう、日ごろからの定期点検が重要であると考えますが、設置者の作動点検の実施状況と定期点検の重要性の啓発をどのような方法で本市は実施しているのかお伺いします。

また、未設置世帯へ設置促進をどのように行っているのか、設置率が向上しない要因をどのようにとらえているのか、まずは住宅用火災警報器の設置状況と作動点検について、市の見解をお伺いいたします。

次に、②将来を見据えた一酸化炭素警報器の導入についてであります。

火災警報器には、何を感知するかで煙式と熱式があります。本日、この議場の天井に、見てください、警報器が設置されてございます。この警報器は煙式でございます。警報器の真ん中に穴が空いています。周りにぐるっと穴が空いています。これが俗にいう煙式になってございます。

また、警報音もブザー式と「火事です。」と知らせる音声式が、さらに火災を感知した警報器だけが音を発する単独型や設置しているすべての警報器が鳴る連動型、さらには本年5月7日深夜に発生した北九州市小倉でのアパート火災から、先般新聞紙上に書かれてございましたけれども、消防庁並びに関係当局ではアパート連動型の報知器の検討もするなど、昨今の情報機器の発達からさまざまな警報器が考えられ、また製作されております。

そのような状況の中で、最近新しい、従来型の煙式や熱感知に燃焼の際発生する一酸化炭素を検知する機能がプラスされ、センサーにより温度、湿度も感知し、高齢者の室内での熱中症予防対策や乳幼児のインフルエンザの乾燥対策などさまざまな機能がプラスされた複合型の警報器も開発、販売されています。

火災警報器の設置は、先ほども申し上げましたとおり、消防法または市町村からなる消防事務組合などに一任されていることから、本市としてこのような複合型の一酸化炭素警報器の導入についての見解をお伺いするものでございます。

次に、③移住新築世帯、高齢者世帯、単独世帯に向けた複合型警報器設置支援事業の創設についてであります。

安心・安全なまちづくりのためにも移住新築世帯、高齢者世帯、単独世帯を対象とした複合型警報器設置支援事業を創設し、住みよさのイメージを高めることで、平川市の住みよさナンバーワンをさらに充実させることができると思われます。

また、現在実施している平川市すこやか住宅支援補助金事業の採択要件に本件の複合型警報器の設置を盛り込み、補助金の上乗せなど考えられますが、市当局の見解をお伺いするものでございます。

最後に、④地震対策の感震ブレーカー普及についての考え方についてであります。

地震発生時における火災の過半数は、地震の揺れに伴う熱電気器具からの出火や、停電復旧時に断線した電気コードから出火する通電による電気火災とされております。この電気火災対策に地震を感知すると電気を自動的に遮断する役割を果たす感震ブレーカーといった機器があり、その有効性が注目されてございます。平成28年3月に内閣府、消防庁、経済産業省が策定した感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインが公表されましたが、本市として同ガイドラインに対する見解と、今後の感震ブレーカーについての取り組み方針についてお伺いします。

以上、通告にしがいまして、1の住宅用各種警報器について明解なる答弁を求めるものであります。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

長内秀樹議員の住宅用各種警報器についての御質問4点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、1点目の住宅用火災警報器の設置状況と作動点検についてであります。

総務省消防庁の調査結果や弘前地区消防事務組合発行の消防年報によると、平成28年度の設置率は全国で81%、本県では72%、これに対し弘前消防本部管内の8市町村全体で64%、本市においては50%となっております。

住宅用火災警報器の定期点検の実施状況につきましては、弘前消防本部による設置状況の訪問調査時や、高齢者世帯を対象とした防火防災診断時に一部の世帯については確認しておりますが、全体の実施状況といたしましては、あくまでも定期点検は各御家庭で実施していただくものであり、報告の義務等もございませんので把握はしておりません。

このため、弘前消防本部では従来より住宅用火災警報器の設置促進や定期点検の実施について、広報誌やパンフレット、コミュニティFMなどによる情報提供や、防火・防災教室、各種イベント時に啓発を行っているところであります。

しかしながら、依然として未設置の世帯が多い状況にあり、これは設置義務に関する認識不足が要因であるものと考えられます。行政としても、設置促進に向けた取り組みの重要性については認識しているところであります。

当市といたしましては、今後も引き続き弘前消防本部と連携していくとともに、自主防災組織等による啓発活動を行うなど、設置率向上に向けた取り組みを進めてまいります。

2点目の、将来を見据えた一酸化炭素警報器の導入についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在、家庭内の安全対策として、火災警報器とガス警報器や一酸化炭素警報器が一体となった複合型警報器といった商品が

開発・販売されております。

現時点では一般的な火災警報器と比べ価格も高く、また、法律で設置が義務化されたものではございません。

現状では、市や弘前消防本部において複合型警報器の設置を推奨していくことは難しく、家庭内の安全対策として、各御家庭の判断にゆだねざるを得ないものと考えております。

3点目の移住新築世帯、高齢者世帯、単独世帯に向けた複合型警報器設置支援事業の創設についてお答えをいたします。

先ほどの説明したとおり、複合型警報器の設置につきましては、家庭内の安全対策として各御家庭の判断にゆだねざるを得ないものと考えております。いずれにいたしましても、火災警報器の設置率を向上させることが重要であると考えております。

最後に、地震対策の感震ブレーカー普及への考え方についてお答えをいたします。

このガイドラインについての見解ですが、感震ブレーカーとは、先ほど議員御指摘のとおり、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したとき、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的にとめる機器であり、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合においては、電気火災の発生を抑制する有効な手段であるものと理解をしております。

現在、法律で設置が義務化されたものではありませんが、ガイドラインでは特に首都圏のような木造住宅が密集した市街地等への設置が有効であるとされております。

電気火災を含む地震発生時の火災予防に向けては、各御家庭での地震発生時の適切な行動に加え、日ごろからの習慣や備えが重要であります。

今後も引き続き、弘前消防本部と連携しながら電気火災の危険性やその対策について啓発を行っていくとともに、感震ブレーカーといった有効な手段についても情報提供を行ってまいりたいと考えています。私からは以上であります。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

はい、ありがとうございました。再質問、これからさせていただきたいと思えます。

最初に設置率ですけれども、本市は50%と。弘前管内8市町村64%のうち本市は50%。この50%というのはこの8市中、本市は第何位なんですか。50%というのは。

○議長

○総務部長

(齋藤久世志)

総務部長。

お答えいたします。当市第何位かまではちょっと把握しきれございません。ただ、このサンプル数が弘前消防事務組合300のサンプルの中で我が市が30という、30世帯のサンプリング調査の結果ということでございました。50というのは、春と秋の2回実施してるんですけども、春の1回分の調査では50%であったということでございます。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

私もいろいろ調べてきたんですけども、実は青森県内における住宅火災警報器の成功事例というのがございます。火災警報器をつけていることによって非常に助かったという、これはよかったなあという、その成功事例のところに我が平川市が書かれております。平成25年9月平川市でコンロに鍋をかけ、そのまま寝室で寝てしまって、警報器の音で目を覚まし、火災には至らなかったという形で御紹介されてございます。

また、多分この、いま30%と言いましたけれども、平成27年青森県火災年報というのが出てございます。これが最新版でございます。この中においても、警報器のことについていろいろ書かれてございます。そういう中で私も調べて、一昨年、議員研修で和光市に伺った際に、和光市の取り組みをちょっとかいま見ることができました。そしてこの件は、ずっと実は温めてきた案件でございます。

そういう中で、まずもう一回質問させていただきますけども、高齢者や障害者世帯が警報器設置の市の取り組みについて。高齢者や障害者世帯が非常に、こういう方々は警報器のありがたさを感じるわけですけども、市としてこういう方々に対してどのような安心度を与えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

再質問にお答えをいたします。

弘前消防本部では、市からの情報提供や民生委員・児童委員の協力を得ながら、火災発生時に逃げ遅れることが懸念される75歳以上の高齢者世帯を対象に、平成27年度より3年計画で、戸別訪問による防火防災診断を実施することとしております。

この診断で特に危険度が高いとされた場合、火災警報器が未設置の世帯については無償で提供するなど、重点的な火災予防指導が行われます。

今後も、このような高齢者世帯を対象とした取り組みや啓発活動を継続していくとともに、弘前消防本部等と連携しながら設置状況の実態把握に努め、設置率向上に向けた対策を検討してまいりたいと考えています。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

はい、まずはやはり高齢者・障害者世帯、こういう方々にその火災警報器の設置をまず100%目指していこうというのが、やはり強いまちづくり、安心できるまちづくりのまず第一歩かと思えます。

ただ、そういう中において、先ほども申し上げましたとおり、普通の警報器がいいのか、新しいタイプの警報器がいいのか、これが問題かと思えます。

いまの複合型警報器、調べてみますと火災の死因の多いのがやけどと一酸化炭素中毒。窒息です。一酸化炭素は火災によって生じる煙に含まれ、3分から4分吸い込むと昏睡状態に陥ると言われてございます。そして、最近のこういう資材の関係考えますと、やはりいまここにあります煙式ブ

ラス熱、さらには一酸化炭素、もう一つ加えるのであれば、先ほど私質問の冒頭でお話しましたとおり、熱中症対策の温度センサー、さらには子どもがいる場合はインフルエンザ対策の湿度、センサー、こういうものをつけた、入っている複合型の警報器、これについてもいろいろ検討して、前向きに進めるべきかと思えますけれども。

いろいろ調べてみますと、実は我が国では義務化はされてございません。そういう中、我々視察に行った和光市においては、議会から発して国・消防庁・総務省に市として義務化を要請してございます。私もそういう思う一人でございますけれども、市長のそういう新しい警報機が実際に使われて、先進地の市では行われているということを御紹介しましたのでお考えなるかと思えますけれども、そういう中で、本市として消防庁とか総務省にそういう新しいこういうものをぜひ受け入れてもらえるようにというようなお考えは要請すべきと私は考えるわけですが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

- 議長
- 市長  
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘の複合型の警報器の設置につきましては、これは普通の警報器よりも有効な手段ではあろうと思えます。

ただ、先ほど御答弁申し上げましたとおり、いわゆる単価の面がございします。その辺を考えますと、まずはこの煙を感知する普通の警報器を一般家庭に、全家庭にできればつけていただくように努力をしていくことが肝要ではないかなというふうに考えております。

和光市のほうでは、複合型警報器を義務化ですか、するよにという要請を国のほうに行ったということでございますが、当市といたしましても、そのことは重要性は理解はできますけれども、今後その一市だけの要望でそれができるというようなことではございませんので、さまざまな形でほかの自治体とも協議しながら、特にそういうことであればこの管内、弘前消防本部管内で一緒になって要請するとか、そういうことが大事であろうかと思えますので、ほかの自治体とも協議させていただきながら、可能かどうかともまた含めて検討してまいりたいと思えます。

- 議長
- 4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

実は北海道でもプレハブ火災が起きました。その際、プレハブが延焼した際、非常に一酸化炭素が出たわけです。そういうことから北海道庁が、道議会が動きまして、国に要請をしてございます。いろんなところで実は私も調べてみますと、いろんなところで声は上がっています。ただ、声は上がってるんですけども、なかなか一歩踏み出せない。というのは、実はこの消防火災警報器というのはどうしても消防事務組合のほうにお任せしてるんですよ。しかし、実際のいろんなものを決めるところはどこを持ってるかという、実は自治体を持ってるんですよ。お任せはしてるんですけども自治体を持ってるんですよ。ぜひ火災警報器については、そういう形をお願いをしたいと思えます。

感震ブレーカーについて、ちょっとお伺いしたいと思います。感震ブレーカー、これも非常に必要なことだと思います。私もこの感震ブレーカー、東日本大震災、加えて先般の糸魚川大火災、こういうことを考えてみますと、本当に火事というのは怖いです。特にこの電気のものは怖いです。そういう中で、これも埼玉県和光市なんです。

埼玉県和光市では、減災用品支給等事業というのをつくってございます。創設してございます。高齢者世帯と障害者世帯に感震ブレーカー、それと家具転倒防止機器、これらが無償で配布し、そしてそのお年寄り、障害者の安全を確保してます。ほんのちょっとの金額なんですよ。ほんのちょっとのことだと思います。ほんのちょっとの思いやりだと思います。ぜひこういう先進地情報、調査すべきではないでしょうか。御見解をお伺いしたいと思います。

- 議長
- 総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

ただいま長内議員からは、和光市の先進事例ということで御紹介いただきました。当市においてもその減災対策に向けた取り組みについては、防災訓練とか防火予防、それから防災資機材のPR等のそういった啓蒙活動しかしてこなかったわけですが、自主防災組織率も高まり、次に減災対策ということは筋が通っているのかなというふうに思います。

今後はそういった先進事例を参考に、当市でどのような施策が可能なのかを検討してまいりたいと考えています。

- 議長
- 4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

先ほど市長の答弁の中で、いろいろこういうもの、これ新しいもの、火災報知機について、各家庭でという言葉が2、3回出てきました。やはりこういうもの、安全・安心の定期点検とかこういうものはすべて、やはり各家庭でやるべきなんだというお答えでございましたけれども、この各家庭でやるということになれば、市としてどうやって各家庭に広報するんですか。より具体的に各家庭でやってもらえるようにというのがひとつ。

火災報知器設置してちょうど10年目くらいになります。来年が10年です。電池の取り替えがちょうど10年目なんです。多分、皆さんもわかっているかと思いますが、12月ごろでしたか、地方紙に火災報知機の電池切れに注意ということで囲み記事出ました。そういうのをひとつお願いをしたいなと思うんですけれども、火災報知機各家庭でということで広報はどのようにやるのか、お願いします。

- 議長
- 総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

議員御指摘のとおり、この件に関しては消防事務組合と連携取りながら、広報誌、もしくはチラシ等で配布しながら各家庭に浸透させたいというふうに思っております。

- 議長
- 4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

はい。ひとつ、障害者・高齢者家庭、こういう方々の安全・安心、こういうことを守るためにも、やはり新しい機器はどんどん取り入れ、新しい



情報はどんどん市民に提供して、そして市長が言う住みよさナンバーワンをつくるべきかと思います。ぜひ火災報知機にも目を向けていただいて、新たな戦略・戦術を組んでいただければと思います。

続いて、2番目の狭隘道路(幅員4メートル未満の道路)についての①市内の狭隘道路の現況についてでございます。

前段でお話ししたとおり、昨年の12月の新潟県糸魚川市での大火災から、狭い道路は消火活動や救急活動及び住民避難の妨げになることなど、いざというときに問題も多いことが指摘されています。

そこで今回、住宅用火災報知器の件と合わせて幅員4メートル未満の狭隘道路についてお伺いいたします。

まず、第1点目として、市内に建築法第42条第2項及び第3項に基づく狭隘道路は何路線あるのか。本数と本市道路の全体の何%か、また、当該道路の舗装、未舗装の割合についてお伺いします。また、同道路の行きどまり道路と都市計画路との内訳もお知らせください。

次に、②狭隘道路の拡幅整備する事業はどのようなものがあるかについてであります。狭隘道路の拡幅、整備に対して、国・県の支援事業はどのようなものがあるのかお伺いします。

次に、③本市の狭隘道路拡幅整備の方針と取り組み方法についてであります。道路は私たちが安心して快適に生活していくうえで大切な役割を果たしています。その中であって、狭い道路はいろいろな場面において不都合なことが多く、問題の発生も多くなっています。

市として狭隘道路の整備、拡幅促進をどのような考え方、方針で実施しているのか、また、狭隘道路の現状を市民へどのように広報しているのかお伺いいたします。

最後に、④仮称平川市狭隘道路拡幅整備計画書の作成を考えているかについてであります。

市として、狭隘道路の解消策として、平川市狭隘道路拡幅整備計画を作成し、災害に強いまちづくりが急務と推測されますが、本市の見解をお伺いいたします。以上、通告した件について明解なる答弁を求めるものであります。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

市内の狭隘道路の御質問4点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、市内の狭隘道路の現況でありますけれど、4メートル未満の狭隘道路についての御質問であります。建築基準法では、都市計画区域内において敷地が4メートル以上の道路に接していないと原則として建物を建てることはできません。

建築基準法第42条第2項及び第3項の規定は、この要件を満たさない敷地を救済するために設けられた法律であり、建設の際、接している道路中心線より2メートル以上セットバックすることを了承して建設することになっております。当市においては、県知事が包括的に指定しており、建築確

認申請時に2項道路の確認をしております。青森県では指定された3項道路はありません。

狭隘道路の内訳等については、後ほど建設部長から説明をさせます。

次に、2点目の狭隘道路の拡幅整備する事業はどのようなものがあるかについてであります。

国で行っている支援事業としては、狭隘道路拡幅整備事業があります。事業の概要につきましては、狭隘道路の沿線すべての市民の同意を得て拡幅整備できる路線が事業対象で、道路の測量、設計、用地の取得等について支援するものであります。

3点目の、本市の狭隘道路拡幅整備の方針と取り組み方法についてであります。

当市では、狭隘道路の整備に関しましては、職員による道路パトロール、町会要望等により現地を調査し、道路の利用状況、危険性等を検討したうえで長期総合計画に掲げて整備を行っております。今後も危険性の高いもの、住宅建設の優先度の高い路線から狭隘道路の拡幅整備を進めてまいりたいと考えております。

また、狭隘道路の現状を市民へ広報しているのかとの御質問であります。広報は行っておりませんが、今後は狭隘道路のセットバック後の道路拡幅整備事業等について広報していきたいと考えております。市民に狭隘道路の現状を紹介し、沿線の住民に住居のセットバックの意識を高めていただくことで災害等に強いまちづくりにつながっていくものと考えております。

4点目の、仮称平川市狭隘道路拡幅整備計画書の作成は考えているのかの御質問であります。現在は狭隘道路拡幅整備計画書の作成は考えておりませんが、今後は狭隘道路のセットバックした路線、市民の同意を得られた路線については、拡幅整備をしていきたいと考えております。私からは以上であります。

建設部長。

私から狭隘道路の内訳等について御説明いたします。

県からいただいた平成18年度から平成25年度までの資料をもとに指定された路線数及び延長を取りまとめた結果、2項道路として指定された道路は48路線約3.4キロメートル、市道全体の0.3%となっており、舗装・未舗装割合は、舗装が約9割、未舗装が約1割となっております。

また、道路台帳の中では、市内道路延長約1,021キロメートルのうち、幅員1.5メートル以上3.5メートル未満の道路が約372キロメートル、全体に占める割合が約36%となっており、そのうち未舗装延長は約319キロメートル、全体の約85%となっております。

狭隘道路の行きどまり路線と都市計画道路の内訳ですが、県で指定している2項道路48路線のうち行きどまり道路25路線となっており、都市計画道路の内訳につきましては15路線、約27キロメートル、整備済6路線、約

○議長  
○建設部長  
(木村雅博)

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

16キロメートル、未整備9路線、約11キロメートルとなっております。以上です。

長内議員。

はい、ありがとうございました。いまお話のこの狭隘道路でございますけれども、先ほどの火災報知器からこうずっとつながっていくんですけども、こういう、この狭隘道路の関係で、緊急車両の通行で問題となった事案はあったのか。仮にあった場合、その対応はどうしたのか。まず、1点目、再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長  
○建設部長  
(木村雅博)

建設部長。

過去に緊急車両の通行で問題となった事案があったのかという質問でございますが、弘前消防事務組合に確認したところ、各消防署とも管轄内の道路状況の把握に努めており、問題となった事案はないということで回答いただいております。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

はい。そうしますと、狭隘道路で緊急車両が通るのは問題なかったというようなことだと。ただ、いま御報告いただきましたけれども、狭隘道路ですか、狭隘道路の中の2項道路、先ほどお話の4メートル未満の間口を防ぐためにつけた特別な道路ですけれども、このうちの2項道路のうち1割が未舗装とたしかお答え、いま私の耳が間違っていなければ聞こえたわけですけれども、いわゆる自宅が建っている前の道路で、1割の市道が未舗装の道路があるということですか。

○議長  
○建設部長  
(木村雅博)

建設部長。

そのとおりでございます。1割が未舗装となっております。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

いろいろ問題があって未舗装になったかと思っておりますけれども、その未舗装のものを舗装化の計画はあるんですか。

○議長  
○建設部長  
(木村雅博)

建設部長。

今回の質問がございましたので、これら未舗装1割については、建設部で再度もう一回現場をすべて確認をしながら町会の意向等を確認し、舗装についてどのようにすべきかということを考えていきたいと思っております。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

違う方向に行きましたけれども、なんとかその未舗装だけはなくするようにはひとつ御努力あらんことをお願いしたいと思います。

ただ、同様に未舗装のお話はそうですけれども、先ほどお伺いした際に、その2項道路48路線あると。そのうち行きどまりが25路線とお伺いしましたけれども、25路線あるわけですけれども、これの改修に向けてのいろいろなアクションなど、計画などはあるものですか。

○議長  
○建設部長

建設部長。

先ほど市長のほうから答弁がありましたとおり、市内の狭隘道路すべて

(木村雅博)

2項道路として指定された以外の道路につきましても、あくまで町会要望またはまち懇などで必要性、それら皆さんの御意見をいただきながら、それをもって現場で緊急性、それらを確認しながら整備の必要性を考え、長期総合計画に掲げているところでございます。

現在のところ、この25路線の行きどまりについて、整備ということについては主には考えておりません。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

先ほどの私の質問の中で、狹隘道路の整備事業についてもお伺いいたしました。この整備事業に関してはいろいろ市長から答弁いただいたわけですが、もうちょっと具体的に、具体的にというか一般市民の目線で。この事業というのはハード部門、ソフト部門があるかと思います。そして、事業主である市の負担は。そして、実際その地主と言いますか、地権者と言いますか、そういう道路にかかっている地権者の負担割合はとか、もうちょっとこう市民目線で御紹介願えませんでしょうか。

○議長

建設部長。

○建設部長

(木村雅博)

狹隘道路整備等促進事業について御説明いたします。この事業の中には、狹隘道路情報整備等事業と狹隘道路拡幅整備事業というものがございます。

狹隘道路情報整備等事業というものは、ソフト事業になります。主に、現在平川市において、2項道路48路線、そのような道路に係る調査・測量に要する費用とか、またはそれら2項道路に関する分筆登記に要する費用、またはそれら、要は2項道路のデータベースの構築、それらについて、まずは国から2分の1の補助を受けれるものでございます。

それと、ハード事業として、狹隘道路拡幅整備事業というものがございます。これについては、先ほど御説明したとおり、2項道路の指定がされた場合は、道路の中心線から2メートルのセットバックが必要となります。要はそのような2メートルのセットバックがすべてされた路線、または、要は住宅の所有者において、そのセットバックの了解が得られた路線について、その道路の整備のために必要な測量・設計、それから用地の取得、それと舗装工事について国から交付されるものでございます。これについても同じく、国の補助金としては50%となっております。

地権者に関しては、あくまで住宅については地権者さんがみずからセットバックをして4メートルの道路が確保できるような道路面積をいただくということと、ただ、そのときに、その分の用地の取得、さらにはその地権者さんの補償物件、工作物、ブロック塀とか、庭木の移植とか、そのようなものにも補助が該当になります。ただ……。

(「大事なことだけ」と呼ぶ者あり)

○建設部長

(木村雅博)

それも該当になります。用地の取得、補償費も該当になります。ただ、この事業を整備するに当たっては、ある程度地区を限定し計画書を定めながら進めていくことと、要は路線、200メートルとか300メートルとか、その路線・地区によってまちまちにはなるんですが、ある程度すべてそうい

うふうな形で条件が整った地区でないと整備することは難しいと考えております。

ただ、市としては、先ほど市長が言われたとおり、そのような形でこの補助事業を活用するかどうかは別として、セットバックがされた路線またはセットバックについて市民の了解を得られた路線については、緊急性、それら非常に高い場所については、今後整備していきたいというふうに考えております。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

はい、ありがとうございます。わかりました。このことをですね、先ほど質問したときの広報のところで、広報してないのかと言ったら、広報してないと。やはりいまお話のところを、いま部長がお話のところを市民にわかるようにやはり広報すべきじゃないんですか。広報して、そして市民のそういうような考え方が生まれてきたらやるやらないか。まずそれが、なんか考え方がお上と言いますか、市民のほうにそのこともお知らせしてない、それでいて拡幅するに当たってのこの考え方ですと、非常に災害に強い住みよきナンバーワンを目指すには、ちょっと貧弱じゃないんですか。やはり広報をして、ハード部門、いまのソフト部門、そしてなおかつデータベース構築まで事業費があると言うのであれば、市としてデータベース構築をまずすべきと私は御提案をしたいと思います。

そして、その次に市民に対してこういう事業がありますと、こういうことがあります。その場合2メートルのセットバックが必要になりますけれども、その際の門柱だとか垣根だとか、そういうものも補助事業でやれます。ただ、土地の部分はこれ寄附になりますけれども、そういうことがそろえばできるんだよということを市民に知らせるのが行政の務めだと思えますけれども、市長、どうでしょうか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

長内議員御指摘のとおりだというふうに考えております。まずはこの狭隘道路を少なくしていくためには、いわゆる土地の所有者の御協力をいただかなければ、この事業そのものが進行しませんので、市民の皆さんにこういう方法があつて、やってないわけではないですよ。いままでもやってきましたし、これからも町会要望等ではやってるところはあります。ただ、すべての路線というわけにはいきませんし、この行きどまりの路線に関しましても、25路線のうち整備済みが15路線のうち整備済み路線が16キロ、未整備路線が9路線の約11キロというふうにありますけれども、それらのことも含めながら市民の皆さんに周知して、その需要度と言いますか、それらに対する考え方もまたあろうかと思いますので、まずはそういうふうに市民に広報することが肝要だと思いますので、今後、そのように努めてまいります。

○議長

○4番

長内議員。

本当にありがとうございます、貴重な御答弁をいただきまして。ひとつ

(長内秀樹議員)

災害に強いまちづくり、これを我が平川市は目指してください。そのための住宅の、先ほど来、私申し上げましたけれども火災報知器の問題、そして緊急車両の問題はなかったと、いままでなかったと。非常に幸いなことです。しかし、そういう中でも、これからの強いみんなが誇れる希望があふれる平川市のまちづくりのためにも、やはりそういう道路については私は共同だと思います、このセットバックの問題に関しては。市民もやはりお金をかさなくちゃいけないし、そしてみんなでその強いまちづくりを努めていくというそういうふうにしていかなければいけないと思います。

最後になりますけれども、そういう中で、最後の④のところで私、仮称と言いましたけれども、狹隘道路整備計画書。これもなんかお話聞きますと、ソフト事業でできるような感じ私受けたわけですからけれども、ぜひ建設部長、挑戦してみてくださいませんか。

○議長

建設部長。

○建設部長  
(木村雅博)

長内議員言われるとおり、狹隘道路拡幅整備計画書作成につきましては、国のソフト事業を活用して作成することは可能でございます。

今回、2項道路48路線という路線、それらにつきまして、計画書の作成について、今後勉強してまいりたいと思います。

○議長

長内議員。

○4番  
(長内秀樹議員)

本日最後の一般質問になりましたけれども、なんかすっきりした質問で終わりたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日13日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時49分 散会

